

✓ 申込みに必要な書類

市指定の様式は、米沢市ホームページからダウンロードできます。

- ☐ 認定申請書（市様式）
 - ☐ 事業計画書（市様式）
 - ☐ 資金償還計画書（市様式）
 - ☐ 制度資金利用状況調書（市様式）
 - ☐ 最近2期分の決算書類 ※決算期を6月以上経過した場合は、試算表も添付
法人の場合：貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書 または、営業経費報告書の写し
個人の場合：所得税の青色申告決算書 または、白色申告決算書の写し
 - ☐ 商業登記に係る登記事項証明書 ※個人の場合は住民票抄本
 - ☐ 見積書、カタログ または、図面の写し ※設備資金を利用する場合
 - ☐ 市発行の納税証明書 ※申請時における最新のもの
 - ☐ 許認可証の写し ※許認可が必要な業種の場合
 - ☐ 情報の提供等に関する同意書
 - ☐ 委任状 ※金融機関が申請を代行する場合
- 《保証制度を利用する場合》
- ☐ 信用保証委託申込書の写し
 - ☐ 信用保証委託依頼書の写し

【お問い合わせ】

米沢市役所 産業部 商工課 商業振興担当

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号（2階 4番窓口）

☎ 0238-22-5111（内線 4102）

✉ syougyo-t@city.yonezawa.lg.jp

🌐 最新の情報・様式の
ダウンロードはこちらから

「米沢市 融資制度」で検索 🔍
または、右記二次元コードから
ご参照ください。



＼ 米沢で挑戦する中小企業者等を応援します ／

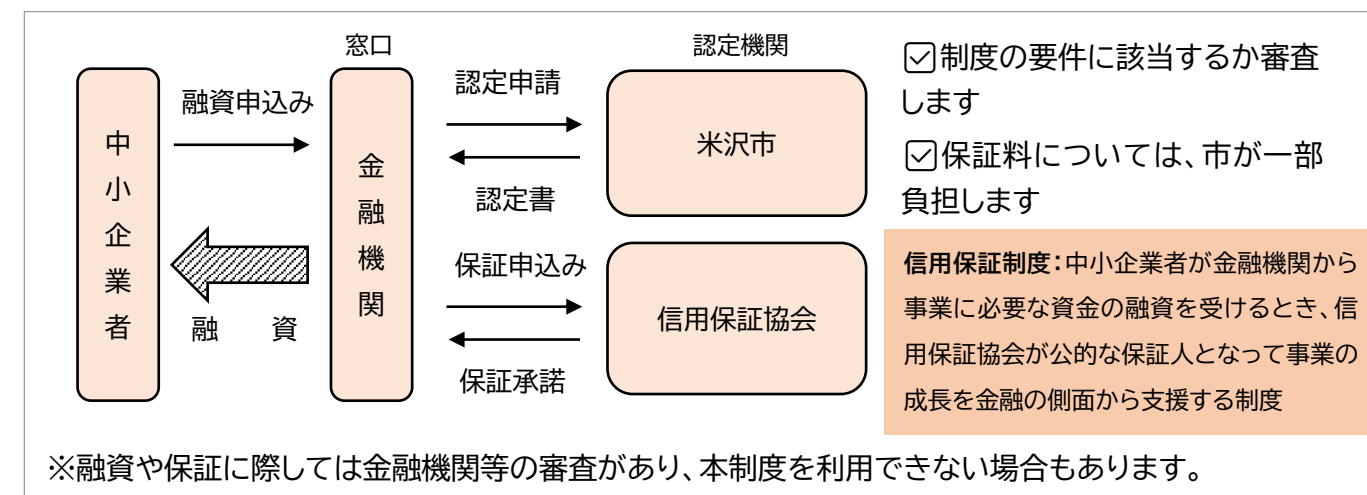
令和8年度版 米沢市融資制度

★ 米沢市融資制度 3つのポイント！

- ・ **低金利で借りられる**：設備導入や経営安定のための資金を、市独自の有利な利率で調達できます。
- ・ **保証料を補助**：山形県信用保証協会の保証制度を利用する際の費用を、市が一部負担します。
- ・ **創業も応援**：これから米沢で事業を始める方のスタートアップを支援します。

➡ 取扱融資制度の一覧は、中面をご覧ください。

💡 まずは、金融機関にご相談を！



🏢 取扱金融機関（申込窓口）

（1）米沢市内各支店

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、米沢信用金庫、山形第一信用組合、東邦銀行

（2）商工組合中央金庫（山形支店）

⚠ 留意事項

- ・ 融資に係る担保及び保証人については、取扱金融機関の定めるところとします。
- ・ 償還方法は、元金均等月賦償還とします。
- ・ 認定前の事前着手は、事前に協議を必要とします。
- ・ 貸付限度額及び貸付期間は上限であり、金融機関と協議の上個別に設定します。
- ・ 申請から認定書の交付までの期間は、通常1週間です。

令和8年4月1日からの改正点

- 「米沢市商工業振興資金」すべての貸付利率を0.2%引き上げ

(1) 米沢市商工業振興資金

① 産業活性化資金

貸付対象者(融資を受けられる方)	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (固定)
市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者で、経営の近代化や合理化、販路の開拓等に取り組むもの	運転	2,000万円	7年 (1年)	年1.8%
	設備	5,000万円	10年 (2年)	

 具体的な活用シーン「最新設備で生産効率を上げたい！」

活用例：工場の増改築費用、作業効率化のための機器・車両購入など ※土地・建物の取得費用は対象外

② まちづくり支援資金

貸付対象者(融資を受けられる方)	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (固定)
市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者で、指定区域内※で出店や店舗の改装を行う小売・飲食・サービス業者	運転	2,000万円	7年 (1年)	年1.2%
	設備	5,000万円	10年 (2年)	

※「指定区域」…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内のうち、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている範囲

 具体的な活用シーン「空き店舗を活用して、こだわりの飲食店(2号店)を出したい！」

活用例：指定区域内での店舗改装費、什器の購入費用など ※土地の取得費用、事業の用に供しない建物の取得費用は対象外

③ 創業支援資金

貸付対象者(融資を受けられる方)	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (固定)	
市内において、創業しようとする方※	運転 設備	1,500万円	10年 (2年)	指定 区域内	年1.2%
				上記 以外	年1.4%

※ 次のいずれかに該当する方

- ① 現在事業を営んでいない方が、新たに事業をスタートする場合
- ② 現在事業を営んでいない方が、新たに会社を設立し、事業をスタートする場合

 具体的な活用シーン「長年の経験を活かして、米沢で自分の店を持ちたい！」

活用例：事務所や作業場の取得に係る経費（土地の取得費用、事業の用に供しない建物の取得費用は対象外）、内外装工事費、当面の従業員の人件費など

(2) 米沢市産業立地促進資金 ※ この資金の利用にあたっては、別に県知事の認定が必要です。

貸付対象者(融資を受けられる方)	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (変動)
本市産業の高度化に資することが期待できるもので、次のいずれかに該当する企業 <u>企業規模の制限はなし</u> ① 市内の工業団地等に立地するもの ② 市内において大規模な立地を行うもの ③ 県内に事業所を持たないものが市内に立地する事業で、製造業又は山形県企業立地促進補助金の交付を受けて物流施設を立地するもの又は本社機能を移転するもの ④ 市内工業団地等に立地しているもの又は②を利用して立地したものがその立地した既存設備の増設又は増築を行うもの	運転	立地に必要な資金 (ただし、残高の通算は20億円を限度)	15年 (3年)	年1.35% 県指定金融機関の短期プライムレートマイナス1.275%の変動金利
	設備		20年(3年) ただし、建物の新築・増築又は改築に係る資金が含まれていない場合は15年	

 具体的な活用例

- ・ オフィスアルカディア分譲地内に新たに立地しようとする際の建物の建設費用 ※土地のみの取得は対象外
- ・ 既に市内工業団地等に立地している企業が、生産性向上のため工場部分を増設するための費用

共通要件

(1)(2)いずれの資金も、下記要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 営む事業が山形県信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
- ② 市税を滞納していないこと。

(参考) 中小企業者の定義

下表の「資本金または出資の総額」と「常時使用する従業員数」のどちらか一方に適合する事業者

業種（主なもの）	資本金または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円 以下	300人 以下
卸売業	1億円 以下	100人 以下
旅館業	5,000万円 以下	200人 以下
サービス業	5,000万円 以下	100人 以下
小売業	5,000万円 以下	50人 以下